明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく財政健全化計画の概要、財政再生計画の内容等及び経営健全化計画の概要の公表（総務一一一七）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
型式適合認定関係　一三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五二
会社その他
会社決算公告　一三一

告示

○総務省告示第二百三十七号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第五条第五項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第二項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。また、同法第十五条の規定に基づき、同法第九条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び同法第十条第一項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年六月十七日

総務大臣　原口　一博

一　健全化法第五条第二項の規定による報告の概要

北海道歌志内市　財政健全化計画の概要

1　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率：26.8%（早期健全化基準は25%）

・要因：炭鉱閉山により実施した公営住宅建替事業、地域振興対策事業及び福祉施設等整備事業等のために発行した地方債の償還額の増嵩、下水道事業や病院事業等に係る公営企業繰出金の増嵩など

2　計画期間

平成21年度のみ1年間

3　財政の早期健全化の基本方針

・住宅使用料の徴収強化
・公的資金の補償金免除繰上償還の実施と借換債の発行抑制
・普通建設事業に伴う地方債発行の抑制

4　一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

・平成21年度発行予定の普通建設事業地方債の発行取り止め
・住宅使用料の徴収強化
・公的資金の補償金免除繰上償還の実施及び借換債の発行抑制　など
・繰上償還の実施

5　各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度決算
平成21年度発行予定の普通建設事業地方債の発行取り止め	8.3
住宅使用料の徴収強化	1.0
公的資金の補償金免除繰上償還の実施及び借換債の発行抑制	18.4
繰上償還の実施	4.8
計	32.5